

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月8日
【会社名】	株式会社商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 丸山 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 丸山 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成26年4月8日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき提出するものがあります。

## 2【報告内容】

株式会社商船三井2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

### イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社商船三井2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

### ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

#### （ ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 100,000米ドル）

#### （ ）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

#### （ ）発行価額の総額

3億米ドル及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券（以下「代替新株予約権付社債券」という。）に係る本社債の額面金額合計額の合計額

#### （ ）券面額の総額

3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

#### （ ）利率

本社債には利息は付さない。

#### （ ）償還期限

##### (1) 満期償還

2018年4月24日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

##### (2) 繰上償還

#### （イ）クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債（以下「残存本社債」という。）の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

#### （ロ）税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき

本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

#### (八) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)下記(xii)(2)(イ)記載の措置を法的に講ずることができない場合、又は(b)承継会社等（以下に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記( ) (2)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2018年4月11日（同日を含む。）から2018年4月23日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において( )当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、( )資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、( )会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、( )株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は( )その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

#### (二) 上場廃止等による繰上償還

( )金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、( )当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、( )当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2018年4月11日（同日を含む。）から2018年4月23日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(八)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(八)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2018年4月11日（同日を含む。）から2018年4月23日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ヘ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は取得通知（下記(xii)(1)に定義する。）を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない（但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(二)( )乃至( )に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)及び(ロ)に基づく繰上償還の通知並びに取得通知を行うことはできない。

(3) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(4) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、いずれかの本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 1,000株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記( )記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

( ) 本新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の取締役常務執行役員 田邊昌宏又は執行役員財務部長 丸山卓が、当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）を2014年4月8日午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「J P N U」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

( ) 本新株予約権の行使期間

2014年5月8日から2018年4月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、上記( ) (2)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、上記( ) (2) (口)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記(xii)(1)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は上記( ) (3)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また上記( ) (4)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年4月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記(xii)(1)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から下記(xii)(1)記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2018年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2018年1月1日に開始する四半期に関しては、2018年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

( ) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R & I」という。）により当社に付与される発行体格付がB B B -（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB B B - と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「J C R」という。）により当社に付与される長期発行体格付がB B B -（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB B B - と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がB a 3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB a 3 と同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」と

いう。)、( ) R & I、J C R若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は( ) R & I、J C R若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記( )、( )又は( )に記載の事由が、(a) R & I、J C R若しくはムーディーズ(場合による。 ) に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手續の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、(b) R & I、J C R若しくはムーディーズ(場合による。 ) のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなる事、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げる事により生じる場合、又は(c)当社が R & I、J C R若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本(口)記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。

但し、上記(b)において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ(以下、併せて「取下げ」と総称する。 ) による場合を除くものとし、また、上記(c)において、R & I、J C R及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ(以下「本選択」という。 ) が上記(c)の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた後は、本 は R & I、J C R又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を財務代理人及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、上記( ) (2)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、上記( ) (2) (口)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。 )

当社が組織再編等を行うにあたり、上記( )記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日を含む。 ) から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。 ) までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日を行い、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「J P N U」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「J P N U」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

## (xii) その他

### (1) 取得条項

当社は、2018年1月24日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。 ) 現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。 ) することができる。本(1)において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して本社債の額面金額相当額の金銭及び交付株式(以下に定義する。 ) を交付する。当社による本(1)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得日において東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付株式」とは、各本新株予約権付社債につき、( ) 転換価値(以下に定義する。 ) が本社債の額面金額を超過した額を( ) 1株当たりの平均V W A P(以下に定義する。 ) で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 ) をいう。

「1株当たりの平均V W A P」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(V W A P)をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額の平均値(1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に、上記( ) (3)記載の転換価値の調整事由が発生したときには、1株当たりの平均V W A Pも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たりの平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価額をいう。

(2) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対して上記( ) (2) (八) (b) 記載の証明書を交付する場合、適用されない。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記( ) (3)と同様の調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

( ) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記( )に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(xi) (2)と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に上記(1)と同様の方法により取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

#### その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合(合併を除く。)には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(xiii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiv) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(xv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

## 八 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limitedを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

## 二 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited(単独ブックランナー兼主幹事引受会社)

## ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)



へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

( ) 手取金の総額

(1) 払込総額

3億米ドル(邦貨換算額305億58百万円)

(2) 発行諸費用の概算額

約23万米ドル(邦貨換算額約23百万円)

(3) 差引手取概算額

約2億9,977万米ドル(邦貨換算額約305億35百万円)

( ) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債及び株式会社商船三井2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行による手取金の合計概算額約5億米ドルについては、今後建造・竣工するLNG船を始めとする船舶及び海洋事業に係る設備投資資金として全額を平成27年3月末までに充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2014年4月24日

チ 上場金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 平成26年3月31日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 1,206,286,115株

資本金の額 65,400百万円

(注) 当社は新株予約権を発行しているため、上記発行済株式総数及び資本金の額は平成26年3月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

株式会社商船三井2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社商船三井2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

( ) 発行価額(払込金額)

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額 100,000米ドル)

( ) 発行価格(募集価格)

本社債の額面金額の102.5%

( ) 発行価額の総額

2億米ドル及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券(以下「代替新株予約権付社債券」という。)に係る本社債の額面金額合計額の合計額

( ) 券面額の総額

2億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

( ) 利率

本社債には利息は付さない。

( ) 償還期限

(1) 満期償還

2020年4月24日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

(2) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)下記(xii)(2)(イ)記載の措置を法的に講ずることができない場合、又は(b)承継会社等(以下に定義する。)が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの

日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記( ) (2)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(但し、償還日が2020年4月10日(同日を含む。))から2020年4月23日(同日を含む。))までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において( )当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、( )資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、( )会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、( )株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。))又は( )その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り扱われることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

## (二) 上場廃止等による繰上償還

( )金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。))により当社普通株式の公開買付けが行われ、( )当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、( )当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。))で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。))に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2020年4月10日(同日を含む。))から2020年4月23日(同日を含む。))までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。))に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(八)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(八)の手続が適用されるものとする。

## (ホ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。))、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。))に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2020年4月10日(同日を含む。))から

2020年4月23日(同日を含む。)までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ヘ)当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は取得通知(下記(xii)(1)に定義する。)を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(二)( )乃至( )に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)及び(ロ)に基づく繰上償還の通知並びに取得通知を行うことはできない。

### (3) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

### (4) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、いずれかの本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

## ( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

### (1) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数 1,000株)

### (2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記( )記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

## ( ) 本新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

## ( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の取締役常務執行役員 田邊昌宏又は執行役員財務部長 丸山卓が、当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日(いずれも日本時間)に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(下記(xi)(2)に定義する。)を2014年4月8日午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

( ) 本新株予約権の行使期間

2014年5月8日から2020年4月9日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、上記( ) (2)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、上記( ) (2) (口)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記(xii) (1)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は上記( ) (3)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また上記( ) (4)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年4月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記(xii) (1)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から下記(xii) (1)記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2020年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2020年1月1日に開始する四半期に関しては、2020年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

( ) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R & I」という。）により当社に付与される発行体格付がB B B -（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB B B - と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「J C R」という。）により当社に付与される長期発行体格付がB B B -（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB B B - と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がB a 3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはB a 3 と同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」という。）、( ) R & I、J C R若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は( ) R & I、J C R若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記( )、( )又は( )に記載の事由が、(a) R & I、J C R若しくはムーディーズ（場合による。）に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手続の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、(b) R & I、J C R若しくはムーディーズ（場合によ

る。)のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなる  
こと、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げるにより生じる場合、又は(c)当社がR & I、J C  
R若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限  
りではなく、本(口)記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。

但し、上記(b)において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付  
の非付与、停止又は取下げ(以下、併せて「取下げ」と総称する。)による場合を除くものとし、また、  
上記(c)において、R & I、J C R及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選  
択のみ(以下「本選択」という。)が上記(c)の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた  
後は、本はR & I、J C R又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用  
されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及  
び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を財務代理人及び本新株予約権付社債権  
者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、上記( ) (2)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以  
後の期間(但し、上記( ) (2) (口)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予  
約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、上記( )記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新  
株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日  
を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の  
普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表さ  
れない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・  
ページ「J P N U」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為  
替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「J P N U」(又は米ドル円の為替レートを表示す  
る代替ページ)に当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人が誠  
実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

## (xii) その他

### (1) 取得条項

当社は、2020年1月24日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存  
する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)するこ  
とができる。本(1)において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日  
以上75日以内の日とする。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対  
して本社債の額面金額相当額の金銭及び交付株式(以下に定義する。)を交付する。当社による本(1)に基  
づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得日において東京証券取引所に上場されていることを  
条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付株式」とは、各本新株予約権付社債につき、( ) 転換価値(以下に定義する。)が本社債の額面金  
額を超過した額を( ) 1株当たりの平均V W A P (以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式  
(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たりの平均V W A P」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続  
取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(V W A  
P)をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額の平均  
値(1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に、上記( ) (3)記載の転換価値額の調整事由が  
発生したときには、1株当たりの平均V W A Pも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価値}} \times 1 \text{株当たりの平均V W A P}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続  
取引日の最終日における転換価値額をいう。

### (2) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に記載の財務代理人に対して上記( ) (2) (ハ) (b) 記載の証明書を交付する場合、適用されない。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

#### 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

#### 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

#### 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記( ) (3)と同様の調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

( ) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記( )に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

#### その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(xi) (2)と同様の制限を受ける。

#### 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に上記(1)と同様の方法により取得することができる。

#### 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

#### その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合(合併を除く。)には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(xiii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiv) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(xv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

## 八 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limitedを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

## 二 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited(単独ブックランナー兼主幹事引受会社)

## ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)

## へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

( ) 手取金の総額

(1) 払込総額

2億米ドル(邦貨換算額203億72百万円)

(2) 発行諸費用の概算額

約23万米ドル(邦貨換算額約23百万円)

(3) 差引手取概算額

約1億9,977万米ドル(邦貨換算額約203億49百万円)



( ) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債及び株式会社商船三井2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行による手取金の合計概算額約5億米ドルについては、今後建造・竣工するLNG船を始めとする船舶及び海洋事業に係る設備投資資金として全額を平成27年3月末までに充当する予定である。

ト 新規発行年月日  
2014年4月24日

チ 上場金融商品取引所の名称  
該当事項なし。

リ 平成26年3月31日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 1,206,286,115株

資本金の額 65,400百万円

(注) 当社は新株予約権を発行しているため、上記発行済株式総数及び資本金の額は平成26年3月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以 上